

令和4年 第11回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和4年11月10日（木）	
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室	
開議	午前10時55分～午前11時25分	
応招委員	1番 小椋 清美 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司	7番 田淵 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔
不応招委員		
出席委員数	10名	
欠席委員数	0名	
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 小椋 正己（産業観光課 課長） 課長補佐 角田 貴之（産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 裕司（産業観光課 主任）	

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第10号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	報告第11号 農地法施行規則第29号第1号該当届の受理について
日程第5	議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第49号 農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定について
日程第7	議案第50号 非農地証明願について
日程第8	議題第51号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第9	議題第52号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第10	議題第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第11	議案第54号 農地利用最適化推進委員の辞任について
日程第12	その他
委員提出議案の提出	—

会議録署名委員 の指名	9番 近藤 克己 11番 竹下 桂輔
----------------	-----------------------

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	<p>ただいまの出席委員は、10名のうち10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和4年第11回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、9番近藤 克己 委員、11番 竹下 桂輔 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。お諮りします。本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
委員	「はい。」
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の53番から66番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>令和4年第11回11月農業委員会議案2ページをご覧ください。</p> <p>報告、第10号、農地法18条第6項の規定による解約について、でございます。</p> <p>番号53 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、785㎡、他計2筆、3,042㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号54 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1,176㎡、他計2筆、3,176㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号55 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2,200㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号56 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、3,251㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号57 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2,491㎡、合意解約によるものです。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>番号58 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1,331㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号59 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1,3</p>

70㎡、他計4筆、4,174㎡、合意解約によるものです。

番号60 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、596㎡、他計2筆、3,338㎡。

番号61 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1,311㎡、他計5筆、5,482㎡、合意解約によるものです。

4ページをご覧ください。

番号62 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、556㎡、他計2筆、1,391㎡、合意解約によるものです。

番号63 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、699㎡、他計3筆、2,370㎡、合意解約によるものです。

番号64 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1,104㎡、他計2筆、3,163㎡、合意解約によるものです。

番号65 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1,099㎡、合意解約によるものです。

番号66 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2,354㎡、他計2筆、3,076㎡、合意解約によるものです。

以上、14件です。

会長 川口

これをもって、報告を終わります。

日程第4 報告第11号 農地法施行規則第29号第1号による届出の受理について、この報告の1番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 小椋

議案5ページをお開きください。

報告、第11号 農地法施行規則第29号第1号による届出の受理について、でございます。

番号1 申請人、●●、土地の所在は、●●、田、1,809㎡、他計2筆、2,563㎡のうち、転用面積は各々、250㎡、50㎡、合計300㎡、用途は進入路と法面で、申請理由は、豪雨被害により、農地の法面が崩壊し、自己農地の保全のため、法面を緩くする工事を行い、進入路及び法面として転用を行う。また、進入路について、工事完了後、農地へ復旧を行う、というものでございます。

令和4年8月10日の総会において、届け出の受理に対する取り扱いを決定したことに伴い、10月18日、届け出の受付を行い、去る10月20日、農業委員会役員会において、要件等の確認を行うとともに今回の案件につきましては初めてという事もございまして、現地確認を行い、受理を決定したため、本日報告案件として報告させていただきます。

以上です。

会長 川口

これをもって、報告を終わります。

日程第5 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の50番から53番までの案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 小椋

議案6ページをご覧ください。

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

番号50 譲渡人、●●、譲受人 ●●、土地の所在は、●●、田、625㎡、譲受人の耕作面積は、6,838㎡、通作距離は0.1km、大型農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、売買によるものです。

番号51 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、2,491㎡、譲受人の耕作面積は4,302㎡、通作距離は1.5km、大型農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、売買によるものです。

番号52 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、1,331㎡、譲受人の耕作面積は13,900㎡、通作距離は0.1km、大型農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、売買によるものです。

議案7ページをご覧ください。

番号53 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、1,720㎡、他計2筆、1,730㎡、譲受人の耕作面積は9,961㎡、通作距離は0.1km、大型農機具として、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン2台、そのうちトラクター2台リース、コンバイン1台リースでございます、贈与によるものです。

以上、4件です。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。

本件について追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑無しと認めます。

お諮りします、本件を承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案48号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。</p> <p>日程第6 議案第49号、農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定について、この議案の2番の案件を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案8ページをご覧ください。</p> <p>議案第49号 農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定について、でございます。</p> <p>番号2 申請者及び空き家、土地の所有者は、●●、土地の所在地は●●、畑、161㎡、他計3筆、383㎡</p> <p>以上、1件でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件について追加説明を許します。</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います、質疑はありませんか。</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議無しと認めます。よって、議案第49号、農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定についての件は、承認することに決定しました。</p> <p>日程第7 議案第50号、非農地証明願について、この議案の21番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案9ページをご覧ください。</p> <p>議案第50 非農地証明願について、でございます。</p> <p>番号21 申請人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 111㎡、他計2筆、2, 532㎡、現況内容はいずれも原野で、申請理由としまして、耕作不適のため、15年以上前から耕作しておらず、農地として使用できないため。</p> <p>去る11月20日、非農地証明事務要領によります現地確認を役員にて実施しました。</p>

	<p>その結果、要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件について追加説明を許します。</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第50号 非農地証明願については承認することに決定しました。</p> <p>日程第8 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について、この議案の8番から10番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案10ページをご覧ください。</p> <p>議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号8 申請人 ●●、土地の所在は、●●、田、30㎡、転用計画の用途及び事由は、進入路、相続時の平成15年より前から住宅の進入路として利用されており、進入路を拡張するため、造成を行うにあたり、是正したい、期間は永年、施設の概要は通路、30㎡、資金計画は●●で、第二種農地、●●水利組合、●●土地改良区の承諾を得られております。</p> <p>番号9 申請人 ●●、土地の所在は、●●、田、240㎡、他計2筆、353㎡、転用計画の用途及び事由は、サッカー練習場、現在中学生の孫のためにサッカー練習場として利用したい、期間は永年、施設の概要は、サッカー練習場、969㎡、関連地を含む、資金計画は●●で、第二種農地、●●水利組合、●●土地改良区の承諾を得られております。</p> <p>議案11ページをご覧ください。</p> <p>番号10 申請人 ●●、土地の所在は、●●、田、821㎡、他計3筆、1,809㎡、転用計画の用途及び事由は、露天資材置場、平成17年頃より緊急避難的に花木や石材を保管し、転用手続きを失念しており、是正したい、期間は永年、施設の概要は、露天資材置場、1,809㎡、資金計画は●●、第二種農地、●●水利組合、●●土地改良区の承諾を得られております。</p> <p>以上、3件です。</p>

<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長 8番 北山委員。</p>
<p>北山委員</p>	<p>農地部会の方で確認に行っていました。全員一致で、別に問題ないということですのでいただいております。 以上でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>本件について、追加説明を許します。 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 質疑無しと認めます。 お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。 日程第9 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について、この議案の27番28番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案15ページをご覧ください。 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。 番号27 譲受人 ●●、譲渡人 ●●、土地の所在は、●●、畑、468㎡、転用計画の用途及び事由は、一般住宅、現在譲受人はアパートに居住しているが、家族が増え手狭となり、申請地を譲り受け、住宅及び車庫を新築するもの、期間は永年、施設の概要は住宅、車庫、資金計画は●●、第二種農地、●●部落長、●●土地改良区の承諾を得られております。 番号28 使用借人 ●●、使用貸人 ●●、土地の所在は、●●、田、193㎡、転用計画の用途及び事由は、一般住宅、現在使用借人はアパートに居住しているが、家族が増え手狭となり、申請地を祖父より借り受け、住宅を新築するもの、期間は永年、施設の概要は、住宅、資金計画は●●、第二種農地、●●区長の承諾を得られております。</p>

<p>会長 川口</p>	<p>以上、2件です。</p> <p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。</p> <p>農地部会長 8番 北山委員。</p>
<p>北山委員</p>	<p>この2件についても今朝ほど農地部会で確認にいてまいりました。</p> <p>いずれとも別に問題ないということで承諾を得ております。</p> <p>皆さんにご報告いたします。以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。</p> <p>日程第10 議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、9番を除いた件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案18ページをご覧ください。</p> <p>議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>利用権の設定です。</p> <p>9番を除いた1番から8番について、新規1件、2筆、430㎡、更新7件、19筆、21,017㎡、合計8件、計21筆、21,447㎡、以上でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑を行います。</p>



委員	<p>質疑はありませんか。        質疑無しと認めます。        お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。        よって議案第53号 9番を除いた農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、9番について、9番につきましては田淵委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、付議参与の制限により、報告案件の審議開始から終了まで、田淵委員の退席を求めます。</p> <p>それでは9番の案件を議題とします。        事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>9番の説明をさせていただきます。        利用権の設定をする者、●●、でございます。        新規1件、1筆、3, 379㎡、以上でございます。</p>
会長 川口	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。        本件に対して、追加説明を許します。        これより質疑を行います。        質疑はありませんか。        質疑無しと認めます。        お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。        よって、議案第53号、9番の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>田淵委員の入席をお願いします。        日程第11 議案第54号 農地利用最適化推進委員の辞任について、この議案の2番の案件を議題とします。        事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>

事務局長 小椋

議案19ページをご覧ください。

議案第54号 農地利用最適化推進委員の辞任について、でございます。

番号2 辞任者、小谷 貞夫、辞任の理由は、体調不良のため、委員の任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日まで、というところでございました。

令和4年10月28日付けで農業委員会へ届出がなされております。

以上でございます。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。

本件について、追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います、質疑はありませんか。

質疑無しと認めます。

お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい」

会長 川口

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号、農地利用最適化推進委員の辞任についての件は、承認することに決定しました。

日程第12 その他について、何か協議事項はありませんか。

以上をもちまして、本会に付議された提案はすべて終了しました。

会議を閉会します。

それにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

異議なしと認めます。

よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。

これにて、令和4年第11回鏡野町農業委員会を閉会します。

ありがとうございました。(散会)